

**九州国立博物館文化交流展示室の視覚障がい者向け案内リーフレット製作業務委託
企画提案公募実施要領**

この要領は、標記業務の受注者を選定するために実施する企画提案公募について必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 名 称

九州国立博物館文化交流展示室の視覚障がい者向け案内リーフレット製作業務

(2) 目 的

九州国立博物館では、多様な人が博物館の楽しさを享受できるよう、令和元年度から手話通訳付きミュージアム・トークや視覚障がい者向け観覧ツアーなど、多岐にわたる取組を行っている。こうしたユニバーサル・ミュージアムへの取組として、点字や触知図によって展示室の広さや音声ガイド貸出の場所、休憩室の場所等の情報を、視覚に障がいがある人に提供し、安心して来館することができる環境を整備するものである。

(3) 内 容

別添仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 31 日（水曜日）まで

(5) 予算規模

1,449 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (2) 平成 28（2016）年 4 月 1 日以降に、国若しくは地方公共団体（独立行政法人含む。）又は企業等が発行する、視覚障がい者向けの印刷物（点字や触知図等を付したもの）を製作した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する者に該当しないこと。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てが行われた者のいずれ

れにも該当しない者。

- (6) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 2 年 12 月 15 日（火曜日） |
| (2) 企画提案公募に関する質問の受付期限 | 令和 2 年 12 月 23 日（水曜日） |
| (3) 企画提案公募に関する質問に対する回答 | 令和 2 年 12 月 25 日（金曜日） |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和 3 年 1 月 12 日（火曜日） |
| (6) 選定委員会による審査 | 令和 3 年 1 月 21 日（木曜日） |
| (7) 審査結果の通知 | 令和 3 年 1 月下旬 |
| (8) 契約締結 | 令和 3 年 1 月下旬 |

4 応募手続

- (1) 本公募に関する質問の受付及び回答

①受付期限

令和 2 年 12 月 23 日（水曜日）12 時まで

②提出方法

質問書（様式第 2 号）を下記 8 に、電子メール又はファクスにより提出すること。

提出後は、質問書の受信について電話で確認すること。

③質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 2 年 12 月 25 日（金曜日）までに九州国立博物館ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

- (2) 企画提案書及びリーフレット見本の提出

企画提案書（様式第 1 号）を A4 判、片面カラー印刷により作成すること。様式の各項目の記入欄は、必要に応じて行数を調整して差し支えない。

併せて、リーフレット見本を作成すること。ただし、点字及び触知図を付すことまでは要しないが、触知図を付す箇所を明示すること。

①提出期限

令和 3 年 1 月 12 日（火曜日）17 時まで

②提出方法

企画提案書 6 部（正本 1 部、副本 5 部。正本には企業の代表印を押印すること。）及びリーフレット見本 6 部を下記 8 に郵送し、併せて企画提案書のデータを電子メールで送付すること。

(3) 企画提案書の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該提案参加者を失格とし、その提案は無効とする。

- ①参加資格要件（上記 2）を満たさない者が応募したとき。
- ②企画提案書に虚偽の記載が認められたとき。
- ③応募時又は応募後に不正な行為その他審査の公平性を著しく欠く行為を行ったとき。

5 審査方法

企画提案書、リーフレット見本及び提案参加者によるプレゼンテーションに基づき審査を行い（審査基準は下表のとおり）、最高得点を獲得した提案参加者を契約候補者とする。

プレゼンテーションは、令和 3 年 1 月 21 日（木曜日）に九州国立博物館において開催を予定しているが、詳細は提案参加者に別途通知する。

契約候補者が契約を辞退した場合又は審査後に失格となった場合（上記 4（3））は、次点の提案参加者を繰り上げる。

評価項目	評価内容	配点
①企画提案の内容	○弱視、全盲及び介助者（晴眼者）に対応するデザインとなっているか	25 点
	○展示室内の配置や非常口、音声ガイド貸出の場所など必要な情報が分かりやすく表示されているか	25 点
	○UV インク対応の耐久性のある用紙を使用し、館内での利用及び持ち帰りに適した寸法となっているか	25 点
②経費見積	○仕様書に沿って適切な積算をしているか	15 点
③その他	○円滑に業務を遂行するための要件を備えているか（製作スケジュール、実績など）	10 点
合 計		100 点

6 契約の締結

- (1) 契約候補者と速やかに提案内容を基に協議を行い最終的な仕様を決定した後、見積書の提出を受け、予定価格の範囲内で契約を締結する。協議の結果、企画提案の趣旨を逸脱しない範囲で仕様書を変更する場合がある。
- (2) 契約に当たっては、福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）第 169 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。納付された契約保証金等は、当該契約が良好に履行された後、還付する。ただし、次のいずれかに該当する場合は免除する。

- ①受注者が、保険会社との間に、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額

は契約金額の 100 分の 10 以上とする。) を締結したとき。

- ②受注者が、福岡県の入札参加資格を有する場合において、過去 2 年の間に福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模（契約金額）をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（このことを証する当該契約の発注者の証明書を提出したとき。）

7 その他

- （1）企画提案書及びリーフレット見本（以下「企画提案書等」という。）の作成並びに応募等に要する費用は、提案参加者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書等は返却しない。
- （3）提出された企画提案書等は、提案参加者に無断で、本企画提案公募の目的以外の用途に使用しない。ただし、公文書の開示請求を受けた場合、福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、開示の対象となる。

8 問合せ先・書類提出先

福岡県立アジア文化交流センター 広報課

〒818-0118 福岡県太宰府市石坂 4-7-2 九州国立博物館内

電話：092-929-3272 ファクス：092-929-3276 電子メール：kouhou@kyuhaku.jp

受付時間：9 時から 17 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）